

「速旅 つがいけロープウェイドライブプラン 2026」に係る速旅商品券類付ドライブプラン 共通規約別表

「速旅 つがいけロープウェイドライブプラン 2026」のご利用においては、速旅商品券類付ドライブプラン共通規約とともに、以下の別表 1 から別表 1 2 までが適用されます。

別表 1：商品券類の内容

名称	つがいけロープウェイ往復乗車券（柵池自然園入園料含む）
額面	額面なし
販売価格	7,000 円（大人 2 名）
券構成	つがいけロープウェイ往復乗車券（大人 2 名）
発行者	柵池ゴンドラリフト株式会社
有効期限	引換当日限り有効
使用方法	各券 1 枚につき、つがいけロープウェイ [柵池高原駅⇄自然園駅] の往復乗車 1 回及び柵池自然園 1 回入園が可能

別表 2 商品券類利用可能施設

利用対象施設名	つがいけロープウェイ（ゴンドラリフト+ロープウェイ） [柵池高原駅⇄自然園駅] 及び 柵池自然園
---------	--

別表 3：本プランの利用可能期間

利用可能期間	2026 年 6 月 6 日（土）～2026 年 10 月 25 日（日）
--------	---------------------------------------

別表 4：本プランの申込期限

申込期限	本プランの利用開始日の前日まで
------	-----------------

別表 5：商品券の引換場所

施設名称	住所	引換対応時間
VILLAGE TSUGAIKE 1 階チケットセンター	長野県北安曇郡小谷村千国乙 12840	8 時 00 分～15 時 00 分

別表 6：商品券の引換方法

申込確認書の媒体	商品券の引換方法
インターネットに接続可能なスマートフォン又はタブレット端末の画面	別表 5 に記載の引換場所において左記媒体による申込確認書を提示し係員の指示に従い左記媒体において引換番号を入力し画面認証を行います。 申込確認書の提示のみでは商品券を引換することができません。 左記媒体の紛失、故障、電池切れ又は通信不能等による場合でも、申込確認書の確認及び画面認証が行えない場合は、商品券を引換することができません。

別表7：発着付き周遊エリア内乗り放題コースの料金及び利用日（金額は本プラン利用1回あたりの料金）

プラン名	発着エリア 番号	周遊エリア 番号	料金 (普通車)	料金 (軽自動車等)	高速道路 定額利用期 間	施設利用日 (注1)
ロープウェイ乗車券 (大人2名) ① -A<発着付き> > 首都圏⇒安曇野・ 掛川 周遊プラン 3日間	①	A	<u>13,300円</u> (内訳) [高速定額利用分] 6,300円 [乗車券分] 7,000円	<u>12,000円</u> (内訳) [高速定額利用分] 5,000円 [乗車券分] 7,000円	お客さまが指定 する利用開始日 から連続する 最大3日間	左記の高速定額利用 可能期間のうち1日
ロープウェイ乗車券 (大人2名) ②-D<発着付き> > 中京圏⇒安曇野・静 岡西部周遊プラン 2日間	②	D	<u>12,500円</u> (内訳) [高速定額利用分] 5,500円 [乗車券分] 7,000円	<u>11,400円</u> (内訳) [高速定額利用分] 4,400円 [乗車券分] 7,000円	お客さまが指定 する利用開始日 から連続する 最大2日間	左記の高速定額利用 可能期間のうち1日
ロープウェイ乗車券 (大人2名) ③-F<発着付き> > 首都圏(関越道経 由)⇒長野県内 周遊プラン 2日間	③	F	<u>14,500円</u> (内訳) [高速定額利用分] 7,500円 [乗車券分] 7,000円	<u>13,000円</u> (内訳) [高速定額利用分] 6,000円 [乗車券分] 7,000円	お客さまが指定 する利用開始日 から連続する最 大2日間	左記の高速定額利用 可能期間のうち1日
ロープウェイ乗車券 (大人2名) ③-F<発着付き> > 首都圏(関越道経 由)⇒長野県内 周遊プラン 3日間			<u>15,500円</u> (内訳) [高速定額利用分] 8,500円 [乗車券分] 7,000円	<u>13,500円</u> (内訳) [高速定額利用分] 6,500円 [乗車券分] 7,000円	お客さまが指定 する利用開始日 から連続する最 大3日間	左記の高速定額利用 可能期間のうち1日

注1 速旅商品券類付ドライブプラン共通規約第16条第3項に記載の場合を除く

別表 8 : 発着なし周遊エリア内乗り放題コースの料金及び利用日 (金額は本プラン利用 1 回あたりの料金)

プラン名	発着エリア 番号	周遊エリア 番号	料金 (普通車) (内訳)	料金 (軽自動車等) (内訳)	高速道路 定額利用日	施設利用日 (注 1)
ロープウェイ乗車券 (大人 2 名) B<発着なし> 八王子・安曇野 周遊プラン 3 日間	—	B	<u>12,600 円</u> [高速定額利用分] 5,600 円 [乗車券分] 7,000 円	<u>11,400 円</u> [高速定額利用分] 4,400 円 乗車券分 7,000 円	お客さまが指定 する利用開始日 から連続する 最大 3 日間	左記の高速定額利用 可能期間のうち 1 日
ロープウェイ乗車券 (大人 2 名) C<発着なし> 安曇野・静岡 周遊プラン 3 日間	—	C	<u>12,400 円</u> [高速定額利用分] 5,400 円 [乗車券分] 7,000 円	<u>11,300 円</u> [高速定額利用分] 4,300 円 [乗車券分] 7,000 円	お客さまが指定 する利用開始日 から連続する 最大 3 日間	左記の高速定額利用 可能期間のうち 1 日
ロープウェイ乗車券 (大人 2 名) E<発着なし> 小牧～安曇野～ 白川郷 周遊プラン 3 日間	—	E	<u>14,000 円</u> [高速定額利用分] 7,000 円 [乗車券分] 7,000 円	<u>12,600 円</u> [高速定額利用分] 5,600 円 [乗車券分] 7,000 円	お客さまが指定 する利用開始日 から連続する 最大 3 日間	左記の高速定額利用 可能期間のうち 1 日

注 1 速旅商品券類付ドライブプラン共通規約第 16 条第 3 項に記載の場合を除く

別表 9 : 高速定額利用 (発着エリア)

記号	対象路線	対象インターチェンジ
①	東名高速道路	東京 IC(※1)、東名川崎 IC、横浜青葉 IC/JCT(※1)、横浜町田 IC、綾瀬スマート IC、厚木 IC
	新東名高速道路	厚木南 IC
	中央自動車道	高井戸 IC(※1)、調布 IC、府中スマート IC、国立府中 IC
	首都圏中央連絡自動車道	厚木 PA スマート IC、圏央厚木 IC、海老名 IC、寒川北 IC、寒川南 IC、茅ヶ崎 JCT
	新湘南バイパス	茅ヶ崎海岸 IC、茅ヶ崎西 IC、藤沢 IC
	小田原厚木道路	厚木西 IC、平塚 IC、大磯 IC、二宮 IC、小田原東 IC、荻窪 IC、小田原西 IC
	西湘バイパス	西湘二宮 IC、橋 IC、国府津 IC、石橋 IC、箱根口 IC
②	東名高速道路	豊川 IC、音羽蒲郡 IC、岡崎 IC、豊田上郷スマート IC、豊田 IC、東名三好 IC、長久手 IC(※2)、名古屋 IC(※3)、守山スマート IC、春日井 IC、小牧 IC(※4)
	新東名高速道路	新城 IC、岡崎東 IC
	伊勢湾岸自動車道	豊田東 IC、豊田南 IC、刈谷スマート IC、豊明 IC、名古屋南 JCT(※5)、大府 IC、東海 IC/JCT(※4)、名港潮見 IC、名港中央 IC、飛島 IC/JCT(※3)
	名神高速道路	小牧 IC(※4)、一宮 IC(※4)、岐阜羽島 IC
	中央自動車道	小牧東 IC、多治見 IC、土岐 IC
	東海北陸自動車道	一宮稲沢北 IC、一宮西 IC、尾西 IC、一宮木曾川 IC、岐阜各務原 IC、関 IC 美濃 IC
	東海環状自動車道	豊田松平 IC、鞍ヶ池スマート IC、豊田勘八 IC、豊田藤岡 IC、せと赤津 IC、せと品野 IC、土岐南多治見 IC、五斗蒔スマート IC、可児御嵩 IC、美濃加茂 IC、富加関 IC、関広見 IC
③	常磐自動車道	三郷 IC/JCT(※1)、三郷料金所スマート IC、流山 IC、柏 IC、谷和原 IC、谷田部 IC、桜土浦 IC
	東北自動車道	川口 JCT(※1)、浦和 IC、岩槻 IC、蓮田スマート IC、久喜 IC、加須 IC、

	羽生 IC
関越自動車道	練馬 IC、大泉 JCT(※1)、所沢 IC、三芳スマート IC、川越 IC、鶴ヶ島 IC、坂戸西スマート IC、東松山 IC、嵐山小川 IC、花園 IC
中央自動車道	高井戸 IC(※1)、調布 IC、府中スマート IC、国立府中 IC、八王子 IC、相模湖東 IC、相模湖 IC
東名高速道路	東京 IC(※1)、東名川崎 IC、横浜青葉 IC/JCT(※1)、横浜町田 IC、綾瀬スマート IC、厚木 IC、秦野中井 IC、大井松田 IC
新東名高速道路	厚木南 IC、伊勢原大山 IC、秦野丹沢スマート IC、新秦野 IC
首都圏中央連絡自動車道	下総 IC、神崎 IC、稲敷東 IC、稲敷 IC、阿見東 IC、牛久阿見 IC、つくば牛久 IC、つくば中央 IC、つくば西スマート IC、常総 IC、坂東 IC、境古河 IC、五霞 IC、幸手 IC、白岡菖蒲 IC、桶川加納 IC、桶川北本 IC、川島 IC、坂戸 IC、圏央鶴ヶ島 IC、狭山日高 IC、入間 IC、青梅 IC、日の出 IC、あきる野 IC、八王子西 IC、高尾山 IC、相模原 IC、相模原愛川 IC、厚木 PA スマート IC、圏央厚木 IC、海老名 IC、寒川北 IC、寒川南 IC
新湘南バイパス	茅ヶ崎海岸 IC、茅ヶ崎西 IC、藤沢 IC

- ※1 三郷 JCT と川口 JCT、大泉 JCT、高井戸 IC、東京 IC、横浜青葉 IC/JCT は首都高速道路からも連続した走行でご利用いただけますが、本プランの料金とは別に首都高速道路の料金が必要です。
- ※2 名古屋瀬戸道路の長久手 IC から連続してご利用いただけますが、本プランの料金とは別に名古屋瀬戸道路の通行料金が必要です(復路も同様)。
- ※3 名古屋 IC、飛島 IC/JCT では、名二環からも連続してご利用いただけますが、本プランの料金とは別に名二環の通行料金が必要です(復路も同様)。
- ※4 小牧 IC、東海 IC/JCT 及び一宮 IC では、名古屋高速道路からも連続してご利用いただけますが、本プランの料金とは別に名古屋高速道路の通行料金が必要です(復路も同様)。
- ※5 名古屋南 JCT では、名二環又は名古屋高速道路からも連続してご利用いただけますが、本プランの料金とは別に名二環又は名古屋高速道路の通行料金が必要です(復路も同様)。なお、名古屋南 IC はご利用になれません。

別表 10：高速定額利用（周遊エリア）

記号	区間
A	<ul style="list-style-type: none"> ・東名高速道路(伊勢原 JCT～掛川 IC) ・新東名高速道路(伊勢原大山 IC～新秦野 IC、新御殿場 IC～遠州森町スマート IC、清水 JCT～新清水 JCT) ・中央自動車道(八王子 IC～河口湖 IC、大月 JCT～伊北 IC) ・首都圏中央連絡自動車道(八王子西 IC～相模原愛川 IC) ・長野自動車道(岡谷 JCT～安曇野 IC) ・中部横断自動車道(新清水 JCT～富沢 IC、六郷 IC～双葉 JCT) ・東富士五湖道路(全線)
B	<ul style="list-style-type: none"> ・中央自動車道(八王子 IC～河口湖 IC、大月 JCT～伊北 IC) ・首都圏中央連絡自動車道(八王子西 IC～相模原愛川 IC) ・長野自動車道(岡谷 JCT～安曇野 IC) ・中部横断自動車道(六郷 IC～双葉 JCT) ・東富士五湖道路(全線)
C	<ul style="list-style-type: none"> ・東名高速道路(富士 IC～焼津 IC) ・新東名高速道路(新富士 IC～島田金谷 IC、清水 JCT～新清水 JCT) ・中央自動車道(甲府南 IC～駒ヶ岳スマート IC) ・長野自動車道(岡谷 JCT～安曇野 IC) ・中部横断自動車道(新清水 JCT～富沢 IC、六郷 IC～双葉 JCT)
D	<ul style="list-style-type: none"> ・東名高速道路(富士 IC～三ヶ日 JCT) ・新東名高速道路(新富士 IC～三ヶ日 JCT、清水 JCT～新清水 JCT) ・中央自動車道(甲府南 IC～瑞浪 IC) ・長野自動車道(岡谷 JCT～安曇野 IC) ・中部横断自動車道(新清水 JCT～富沢 IC、六郷 IC～双葉 JCT)
E	<ul style="list-style-type: none"> ・東名高速道路(岡崎 IC～小牧 IC)(※1) ・名神高速道路(小牧 IC～関ヶ原 IC) ・新東名高速道路(岡崎東 IC～豊田東 JCT) ・伊勢湾岸自動車道(豊田東 JCT～豊田南 IC) ・中央自動車道(小牧 JCT～諏訪南 IC) ・長野自動車道(岡谷 JCT～安曇野 IC) ・東海北陸自動車道(一宮稲沢北 IC・一宮 JCT～白川郷 IC) ・東海環状自動車道(豊田東 JCT～養老 IC) ・安房峠道路(全線)
F	<ul style="list-style-type: none"> ・中央自動車道(諏訪南 IC～中津川 IC) ・長野自動車道(岡谷 JCT～更埴 JCT) ・上信越自動車道(碓氷軽井沢 IC～信濃町 IC)

※1 名古屋瀬戸道路の日進 JCT～長久手 IC 間も連続してご利用いただけますが、名古屋瀬戸道路の通行料金が別途必要です。

別表 11：商品券の引換を行わなかった場合の代替商品の発送に関する事項

代替商品の内容	配送費用の負担	申し出の有効期間	商品券発行者が指定する発送者
別表 1 に定める商品券類 (有効期限は 2027 年 9 月 30 日までとし、乗車券等の使用はグリーンシーズンに限る)	申込者負担	申込者が本プランの申込み時に登録した施設利用日から 3 か月以内	商品券発行者

別表 12：申込者の個人情報を提供する先として指定する者

指定者	別表 2 に定める商品券類利用可能施設